

石川県公報

令和4年2月24日(木曜日)

号 外

(第12号)

目 次

規 則			
○石川県技能労務職員の給与に関する規則及び会計年度任用職員として任用される技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (人事課)	1		
○石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則 (デジタル推進課)	2		
		○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則及び石川県住民基本台帳法施行条例に基づく知事保存本人確認情報の提供の方法等を定める規則の一部を改正する規則 (同)	2

規 則

石川県技能労務職員の給与に関する規則及び会計年度任用職員として任用される技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年二月二十四日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第二号

石川県技能労務職員の給与に関する規則及び会計年度任用職員として任用される技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

(石川県技能労務職員の給与に関する規則の一部改正)

第一条 石川県技能労務職員の給与に関する規則(昭和三十五年石川県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

6 令和四年六月に支給する期末手当の額の算定については、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和四年石川県条例第一号)附則第二項の規定の例による。

(会計年度任用職員として任用される技能労務職員の給与に関する規則の一部改正)

第二条 会計年度任用職員として任用される技能労務職員の給与に関する規則(令和二年石川県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第六条中「第一号技能労務会計年度任用職員」を「前項に規定するもののほか、第二号技能労務会計年度任用職員」に改め、同条ただし書を削り、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第二号技能労務会計年度任用職員に対して支給する期末手当の額及び支給方法については、条例第五条第四項の規定により法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員(技能労務職員を除く。)に対して支給する期末手当の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(令和四年六月に技能労務会計年度任用職員に対して支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和四年六月に会計年度任用職員として任用される技能労務職員の給与に関する規則(以下この項において「技能労務会計年度任用職員規則」という。)第二条に規定する第一号技能労務会計年度任用職員及び技能労務会計年度任用職員規則第五条第一項に規定する第二号技能労務会計年度任用職員に対して支給する期末手当の額の算定については、技能労務会計年度任用職員規則第四条第三項及び第二条の規定による改正後の技能労務会計年度任用職員規則第六条第一項の規定にかかわらず、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和四年石

川県条例第一号) 附則第二項の規定の例による。

石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和四年二月二十四日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第三号

石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則

(知事が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正)

第一条 知事が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成十六年石川県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第十条を第十一条とし、第五条から第九条までを一条ずつ繰り下げ、第四条の次に次の一条を加える。

(情報通信技術による手数料の納付)

第五条 情報通信技術利用条例第三条第五項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法は、前条第一項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(石川県財務規則の一部改正)

第二条 石川県財務規則(昭和三十八年石川県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

第四十二条に次の一号を加える。

八 手数料等(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第六条第一項及び石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年石川県条例第三十二号)第三条第一項の規定により申請等を行うものに限る。)

第五十条中「現金を直接領収した」を「領収した」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則及び石川県住民基本台帳法施行条例に基づく知事保存本人確認情報の提供の方法等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年二月二十四日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第四号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則及び石川県住民基本台帳法施行条例に基づく知事保存本人確認情報の提供の方法等を定める規則の一部を改正する規則

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部改正)

第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則(平成二十七年石川県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

5 条例別表第一の五の項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- 一 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第十九条第一項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務
- 二 生活保護法第二十四条第一項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第九項の規定に準じて行う保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 三 生活保護法第二十五条第一項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第二項の規定に準じて行う職権による保護の変更に関する事務
- 四 生活保護法第二十六条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務
- 五 生活保護法第二十九条第一項の規定に準じて行う資料の提供等の求めに関する事務
- 六 生活保護法第五十五条の四第一項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 七 生活保護法第五十五条の五第一項の規定に準じて行う進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る

事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

八 生活保護法第五十五条の八第一項の規定に準じて行う被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務

九 生活保護法第六十三条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務

十 生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの規定に準じて行う徴収金の徴収(同法第七十八条の二第二項又は第二項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。)に関する事務

第三条第一項第一号イ中「(昭和二十五年法律第百四十四号)」を削り、同条に次の一項を加える。

3 条例別表第二の三の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 前条第五項第一号、第三号、第四号、第九号及び第十号に掲げる事務 外国人であつて生活保護法第六条第二項の要保護者又は同条第一項の被保護者であつた者に準ずる者(以下「外国人要保護者等」という。)に係る次に掲げる情報

イ 児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費、同法第二十条第一項の療育の給付又は同法第二十四条の二第二項の障害児入所給付費の支給に関する情報

ロ 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十一年法律第百二十九号)第十三条第一項、第三十一条の六第一項若しくは第三十二条第一項若しくは附則第三条若しくは第六条の資金の貸付け又は同法第三十一条(同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給に関する情報

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第六条の自立支援給付の支給に関する情報

ニ 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第五条第一項の特定医療費の支給に関する情報

ホ 生活保護実施関係情報又は生活保護法第五十五条の四第一項の就労自立給付金若しくは同法第五十五条の五第一項の進学準備給付金の支給に関する情報

ヘ 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第百三十八号)第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報

ト 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十一年法律第百二十四号)第三条第一項の特別児童扶養手当、同法第十七条の障害児福祉手当又は同法第二十六条の二の特別障害者手当の支給に関する情報

チ 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報

リ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報

二 生活保護法第二十四条第一項の規定に準じて行う保護の開始又は同条第九項の規定に準じて行う保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 外国人要保護者等に係る前号イからリまでに掲げる情報 第四条に次の一項を加える。

3 条例別表第三の三の項の規則で定める事務は、前条第三項各号に掲げる事務とし、同表の三の項の規則で定める情報は、外国人要保護者等に係る次に掲げる情報とする。

一 特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四号)第二条の経費の支弁に関する情報

二 学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)第二十四条の援助の実施に関する情報

(石川県住民基本台帳法施行条例に基づき知事保存本人確認情報の提供の方法等を定める規則の一部改正)

第二条 石川県住民基本台帳法施行条例に基づき知事保存本人確認情報の提供の方法等を定める規則(平成二十年石川県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

17 条例別表第一第十七号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第十九条第一項の規定に準じて行う保護の実施

二 生活保護法第二十四条第一項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第九項の規定に準じて行う保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三 生活保護法第二十五条第一項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第二項の規定に準じて行う職権による保護の変更

四 生活保護法第二十六条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止

五 生活保護法第二十九条第一項の規定に準じて行う資料の提供等の求め

- 六 生活保護法第五十五条の四第一項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 七 生活保護法第五十五条の五第一項の規定に準じて行う進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 八 生活保護法第五十五条の八第一項の規定に準じて行う被保護者健康管理支援事業の実施
- 九 生活保護法第六十二条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還
- 十 生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの規定に準じて行う徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。）

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。